

国際商取引学会 会則

(名称)

第1条 本会は国際商取引学会 (Academy for International Business Transactions) と称する。

(目的)

第2条 本会の目的は次の通りである。

1. 国際商取引およびこれに関連する事項の研究
2. 内外の学会との交流

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達するために次の事業を行う。

1. 毎年1回全国研究大会を開き研究の発表および討議を行うこと
2. 地域部会別および専門部会別に研究会を開くこと
3. 会報および論集を刊行すること
4. 内外の諸学会および関連団体との学術上の交流と連絡を行うこと
5. その他本会の目的を達するために必要な事業

(本部事務局および地域事務局)

第4条 本会の本部事務局は東京都又は理事会が定める場所に置く。

- 2 本会の地域事務局は理事会が定める場所に置く。

(会員)

第5条 本会の会員は次の通りである。

1. 正会員 第2条に掲げる事項の研究者で、理事会を経て総会の承認を受けた者とする。
2. 賛助会員 第2条および第3条の事業に賛助する者で、理事会を経て総会の承認を受けた者とする。
3. 準会員 第2条および第3条に掲げる事項に強い関心を持つ大学または大学院に在籍する学生で、理事会を経て総会の承認を受けた者とする (ただし、博士後期課程または5年一貫制大学院に在籍する大学院生は、正会員としてのみ入会できる)。

(会費)

第6条 本会の維持・運営のため、会員は年会費として次の通り納入するものとする。

1. 正会員 9,000円。ただし、大学院在籍者は5,000円とし、また、正会員が4月1日において、70歳を超える場合であって本人の申請があったときは、当該年度以降の年会費は、3,000円とする。
ただし、最高顧問および顧問の年会費は免除する。
2. 賛助会員 1口 50,000円。
3. 準会員 無料。ただし、本会での活動は、入会から3年間を限度とし、本会が主催する研究大会および研究会の聴講に限定される (事務局からの電子メールは受取ることができる)。

(入会)

第7条 本会への入会の手続は次の通りとする。

1. 正会員 正会員としての入会は会員2名の推薦により、書面をもって理事会に申し出る。
2. 賛助会員 賛助会員としての入会は会員の推薦により理事会に申し出る。
3. 準会員 準会員としての入会は会員2名の推薦により、書面をもって理事会に申し出る。

(退会)

第8条 本会からの退会手続は次の通りとする。

1. 本会を退会しようとする者は、書面をもって理事会の承認を受けるものとする。
2. 会員が3年以上会費を納付しない場合その他会員として著しく不適当な行為をした場合、理事会は総会にはかり退会の手続をとる。
3. 準会員が大学もしくは大学院の学生としての資格を失った場合、博士後期課程もしくは5年一貫制大学院に在籍することとなった場合または入会から3年を経過した場合には、当然に退会となる。会員資格の維持を希望する者は、書面をもって理事会に申し出ることにより正会員となることができる。

(総会)

第9条 本会は毎年1回定期総会を開く。理事会が必要と認めるときは臨時総会を開くことができる。

第10条 総会は次の事項を審議、議決する。

1. 決算の承認および予算の議決
2. 各事業年度の事業計画
3. 会則および規則の制定および変更
4. 理事および監事の選出および退任
5. その他理事会が総会に付議することを適当と認める事項

第11条 総会は会長が招集し、議長は会長が務める。会長に事故があるときは、副会長が代行する。副会長に事故があるとき、および副会長を置かないときは、理事の互選により代行者を選出する。

第12条 総会の議決は、出席会員の過半数によって行い、可否同数のときは議長がこれを決定する。ただし、会則および規則の変更の決議は、出席会員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(理事会)

第13条 本会に理事会を置く。理事会は理事をもって構成する。

第14条 理事会は次の事項を取り扱う。

1. 第10条の総会提出議案の決定
2. 本会の資産の管理
3. 会員の入会および退会
4. その他会務の執行に関する事項

第15条 理事会は会長が招集する。会長に事故があるときは、副会長が招集する。副会長に事故があるとき、および副会長を置かないときは、理事の互選により招集者を選出する。

第16条 理事会は、理事の3分の1以上の出席（委任状による出席を含む）をもって成立し、その議決

は、出席理事の過半数による。

(役員)

第17条 本会に次の役員を置く。

1. 会 長 1名 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副 会 長 2名以内 必要に応じて副会長を置くことができる。副会長は会長を補佐する。
3. 理 事 21名以内 理事は会務を執行する。
4. 監 事 2名 監事は、本会の財務および個人情報保護体制を監査し、その結果を総会において報告する。
5. 幹 事 若干名 幹事は会務の執行を補佐する。(役員を選出)

第18条 役員を選出は次の方法による。

1. 理事および監事は総会において正会員により選出する。
2. 会長および副会長は理事の互選により選出する。
3. 幹事は理事会が任免する。

役員選挙の行われる年の4月1日現在70歳を超える者は、被選挙権を失うものとする。

(役員任期)

第19条 役員任期は3年とし、1回を限度として重任を妨げない。

(最高顧問、顧問)

第20条 本会に顧問および最高顧問を置くことができる。

1. 顧問および最高顧問の委嘱は理事会の推薦に基づき、総会の承認をへて会長が行う。
2. 顧問および最高顧問は総会および理事会に出席して意見を述べるができる。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(付則)

1. この会則は1998(平成10)年11月28日より適用し、この日をもって本会の設立日とする。
2. 本部は、早稲田大学に置く。事務局は、同志社大学に置く。
3. 会則第3条2項に定める地域部会は、東部部会と西部部会とする。その地域の境界は、富山、岐阜、愛知の各県以西を西部部会とし、その余を東部部会とする。

監事欠員補充規則

1. 監事に欠員が生じた場合は、理事会において補充選出を行い、直近の総会においてこれを報告する。
2. 前項により選出された監事の任期は前任監事の任期の残余期間とする。

(付則) 本規定は平成12年11月18日より施行する。

弔意に関する内規

1. 本学会の発展に特に貢献した正会員が死亡した場合、会長はその遺族に対して弔意を表し、供花を贈ることができる。

(付則) 本規定は平成 12 年 11 月 18 日より施行する。

(付則) 本規定は平成 17 年 11 月 11 日改訂施行する。

注記：第 4 条（本部事務局および地域事務局）について、本部事務局は、平成 10 年 11 月 28 日より早稲田大学商学部椿弘次研究室に置き…（中略）…、平成 22 年 11 月より〒657-8501 兵庫県神戸市灘区六甲台町 2-1 神戸大学大学院法学研究科 齋藤彰研究室に設置後、平成 28 年 11 月 13 日より〒602-8580 京都市上京区今出川通烏丸東入 同志社大学商学部 長沼健研究室に設置後、令和元年 11 月 9 日より〒169-8050 東京都新宿区戸塚町 1-104 早稲田大学商学学術院 田口尚志研究室に設置後、令和 2 年 7 月 9 日より〒602-8580 京都市上京区今出川通烏丸東入 同志社大学商学部 長沼健研究室に置く。